

**雇用保険 (失業給付) 受給資格確認 および 受給予定 申立書**

記号-番号	被保険者氏名	被扶養者認定申請対象者名	続柄
101-1001	横浜 太郎	横浜 花子	妻

離職年月日 : 令和〇〇年〇〇月〇〇日 退職会社名 : 〇〇〇〇商事株式会社

離職理由 : 一身上の都合

該当箇所に〇印を付けて下さい。

雇用保険被保険者離職票 ...  有、無し

退職証明書 ...  有、無し

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日提出

受給資格	受給内容	対処等
<input checked="" type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 受給しません	⇒ 雇用保険被保険者離職票-1および2を添付願います。 <b>失業給付金を受給しない理由:</b> <u>受給しないのは、将来ずっとですか?</u> <u>出産手当金受給(予定)有り・無し / 傷病手当金受給(予定)有り・無し</u> 手当金受給(予定)有りの場合、支給日額: 出産(予定)年月日: <b>資格喪失後の出産手当金を受給しない場合はその理由:</b>
	<input checked="" type="checkbox"/> 受給します	⇒ 待期間および給付制限期間のみ被扶養者認定可能です。 (注意)雇用保険給付金受給開始後に被扶養者異動(減少)届を必ず提出願います。 <b>給付制限期間: <input checked="" type="checkbox"/> 有り・無し</b> 基本手当日額: <b>4,560 円</b> 但し、基本手当日額が3,611円以内と証明及び確認できる書類がある場合は、被扶養者認定継続可能です。 (※60歳以上は、基本手当日額が5,000円未満であり、その他の収入を含めて判定されます)
	<input type="checkbox"/> 受給中	⇒ 基本手当日額が3,611円以内の場合は、被扶養者認定可能です。 受給資格者証の両面コピーを添付願います。
	<input type="checkbox"/> 受給手続予定	⇒ 雇用保険被保険者離職票-1および2のコピーを添付願います。 (受給手続予定日 : ) ※但し、受給手続完了後は、受給資格者証の両面コピーを添付願います。
	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給終了	⇒ ( 年 月 日付受給終了)受給資格者証の両面コピーを添付願います。
<input type="checkbox"/> 受給期間の延長申請予定	⇒ 後日、受給期間延長通知書のコピーを添付願います。(離職票-1, 2のコピーを先に添付ください) (延長申請理由 : )	
<input type="checkbox"/> 無し	⇒ (受給資格無しの理由 : ) 被扶養者認定可能。	

現在加入中の健康保険は  国民健康保険     任意継続被保険者健康保険     その他( )